

職員と生徒との連絡手段に関する校内規程

1 連絡手段に関わる基本的な考え方

- (1) 学校や職員が、生徒から電話番号や電子メールアドレスなど（以下「電話番号など」という。）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取り扱いが求められる。
- (2) 生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項などに関わる連絡を行うに当たり、スマートフォンや電子メールを活用することには、一定の有用性や利便性が認められることから、こうした個人情報の取得や利用を一律に禁止するものではなく、むしろ適切なルールを設定し、活用することが求められる。

2 電話番号などの取得に関して

- (1) 職員が自己の判断で個人的に生徒から電話番号などの個人情報を取得する場合は、校務運営上必要な場合に限るものとする。
- (2) その際、職員は管理職員に情報取得の目的を明確に伝え、取得の許可を得てから、個人情報の取得を行うこと。
- (3) 電話番号などの個人情報の取得に当たり、次のことを明らかにすること。
 - ア 生徒から取得する情報の種類を明らかにすること。
 - ① スマートフォンの番号など。
 - a 生徒個人のスマートフォンの番号
 - b 無料通話アプリのID
 - ② 生徒の個人のメールアドレスなど。
 - a スマートフォンのアドレス
 - b PC用のメールアドレス
 - c SNSなどのID
 - ③ 取得する対象者の範囲を明らかにすること。
 - a 担任するクラスの生徒
 - b 顧問をする部活動の生徒
 - c その他

3 職員が生徒に対して、自己の電話番号などを提供することに関して

- (1) 職員が自己の判断で、生徒に対し自己の電話番号などを提供する場合は、校務運営上必要な場合に限るものとする。
- (2) その際、職員は管理職員に自己の情報提供の目的を明確に伝え、提供の許可を得てから、自己の情報提供を行うこと。
- (3) 自己の電話番号などを提供するに当たり明らかにすべきことは、上記2の(3)の内容に準じる。適宜、対象を読み替えて、運用すること。

※ 土日の校内電話がナイトモードとなり、連絡が取れない場合があるため。

4 電話番号などの利用に関して

- (1) 教職員と生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNSなど（以下「メールなど」という。）による私的な連絡は行わないものとする。
- (2) 教職員と生徒との連絡内容の範囲は、次の範囲とする。
 - ア 授業に関すること
 - イ 部活動に関すること
 - ウ 安全上の連絡に関すること
 - エ 生徒から個人的（私的）な悩みなどについての相談があった場合は、メールなどを利用せず、校内において直接面談すること。その際、可能な限り複数の教員で対応することが望ましい。

5 使用しなくなった生徒の電話番号に関して

- (1) 全ての情報を直ちに削除すること。